

IV 行政改革に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	課題④
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	平成17年10月1日に1市2町（鴻巣市・吹上町・川里町）の合併により、職員が880人になった。合併後10年間で、職員数を約200人削減することを目指している。鴻巣市定員適正化計画（平成18年3月策定）では に基づき、職員の削減に取り組んできた結果 、平成22年4月1日現在の職員数は 計画目標である801人に対し、771人となり、計画を上回る成果を得た。 を目標としている。 今後においては、第2次鴻巣市定員適正化計画（平成22年6月策定）に基づき、採用の抑制を図るとともに、公務効率を向上することにより、平成27年4月1日現在の職員数目標を700人としている。なお、平成23年4月1日現在の職員数は746人となっている。 新市建設計画に基づき、新規採用職員を退職者数の1/2、採用上限10人とし、職員数の抑制を図る。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成19年4月給与構造の見直しを実施済み。 地域手当については、国基準である3%を支給済み。 地域手当については、制度完成年度の平成22年度において、国基準である3%支給の条例が制定済み。 地域手当については、平成19年度は6.5%で、平成20年度は6%、平成21年度は5%にする予定。 なお、それ以降も国の基準をふまえて、地域手当のあり方について継続して見直しを図ることとする。
◇ 技能労務職員の給与のあり方	鴻巣市定員適正化計画では、サービスの維持向上に留意し、現業部門の委託化を進めるとしている。 なお、今後の技能労務職員の採用計画はない。 また、給与等の見直しに向けた取り組み方針については、平成20年度7月に策定を行い、ホームページにおいて公表済。 また、給与等の見直しに向けた取組方針については、平成20年2月までに策定を行い、平成20年3月にホームページにおいて公表することとしている。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	勸奨退職者に対する退職時特別昇給制度は廃止に向けた早期の見直しを実施する。 勸奨退職者に対する退職時特別昇給制度は 平成23年度から 廃止に向け協議中。
◇ 福利厚生事業のあり方	福利厚生事業は、会費（職員の給料月額額の3/1,000）を主な歳入とする職員親睦会の下、実施している。
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 物件費の削減	鴻巣市予算編成方針において、臨時職員賃金は、職員課へ要望書を提出し、認められた場合のみ可としている。また、旅費について、できるだけ公用車乗合わせでの出張を原則として、最小限の旅費としている。県内日当については、平成15年度廃止。 需用費は、施設修繕費については必要最小限なもののみ可とし、食料費及び参加者記念品は不可としている。委託料は、一括して入札できるものは、積極的に実施するよう指示。備品購入費は、原則新規購入を認めない。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	指定管理者制度については、平成18年4月に22施設で実施、その後、平成19年4月に4施設、10月に2施設で導入する。平成20年4月には、21施設で導入予定。 、平成20年4月に22施設、平成21年4月に8施設、平成23年4月に2施設で実施した。 PFIの活用については、現在検討中。

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>課題① 市税徴収プロジェクト：参与、副部長等の役職職員12名を増員配置。また、再任用職員を1名また徴収嘱託員を採用。ポルトガル語通訳者を採用して、納税相談を実施している。さらに、管理職による休日、夜間の臨場徴収、市職員と県職員の相互派遣を実施し受け徴収職員のスキルアップを実施している。</p> <p>また、平成21年度よりインターネット購買、平成23年度よりコンビニ収納の開始など徴収率アップのための施策を実施する。</p> <p>課題② 平成19年度から無料施設の有料化を実施。既存施設の使用料の適正化。平成20年4月より水道料金及び下水道料金を改定する予定。</p> <p>課題③ 未利用地処分のための市有財産調整プロジェクトを設置し、処分計画により実施している。</p>
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	<p>平成15年度策定の土地開発公社経営健全化指針に基づき、買い戻し手法の適正化（割賦払い及び未収金の解消）に努めてきたが、平成17年10月の合併に伴い、旧吹上町土地開発公社の保有地を承継したため、是正計画の実施が困難になった。しかし、財政健全化法の成立も考慮し、平成19年度9月補正予算において、約3億1千万円の土地開発公社未収金の繰上償還費用を計上し、債務の圧縮に努めている。今後、なお、平成21年度平成23年度または平成24年度をもって目途に、全ての割賦払い及び未収金を解消を行う済み。</p>
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開	
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	市ホームページ等にて公表している。
◇ 財政情報の開示	<p>当初予算、上期・下期財政状況、決算状況及びバランスシートを市広報に掲載し、また、同じ内容と市町村財政分析表を市ホームページにて公表している。</p> <p>また、財務書類4表を市広報、市ホームページにて公表済み。</p>
○ 公会計の整備	<p>総務省からの最終報告書・通知を受け、新地方公会計制度に速やかに対応し導入を図る。また、整備後、財務書類4表の公開を進める。</p> <p>平成20年度以降の決算に基づき、普通会計のほか、公営企業・事業会計、一部事務組合や第三セクターを含んだ連結対象法人を加えた4つの財務諸表を、総務省改訂モデルで作成し、市広報、市ホームページにて公表済み。</p>
○ 行政評価の導入	<p>課題⑤ 平成19年度から本格的に行政評価システムを導入し、予算との連携を図り、約1,000-9-0-0事業を33施策に集約、事務事業の効率的な執行、縮小及び削減等を実施している。</p>
7 その他	<p>鴻巣市総合振興計画と経営改革推進プラン、集中改革プランの位置づけ</p> <p>— 鴻巣市経営改革推進プラン（平成16～20年度—行政改革大綱）を第4次鴻巣市総合振興計画第6章に位置づけ</p> <p>— 鴻巣市集中改革プラン（平成17年度策定・公表）</p> <p>— 第5次鴻巣市総合振興計画（平成19年度～）第7章に経営改革推進プラン及び集中改革プランを位置づけ</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

